

北斗市巡回ワゴン運行車両のバリアフリー要件適用除外認定（案）について（協議）

1 目的

移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を仕様した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号。以下「省令」という。）により、一般乗合旅客自動車運送のうち路線定期運行の用に供する自動車については、車両の構造及び設備についてバリアフリー要件が課されている。

具体的には、乗降口の幅の指定や乗降口へのスロープ板その他の車椅子使用者用設備の設置、床面の高さの指定、車椅子スペースの設置、通路幅の指定や通路への手すりの設置、運行情報提供に係る車内設備や車外用放送設備の設置及び前面・左側面・後面への行き先表示といった要件が課されている。

これらのバリアフリー要件において、省令第43条に基づき、以下の事項について基準の一部適用除外を受けるものである。

2 適用除外を求める事項

(1) 乗降口に係る要件

- ・省令第37条第2項第1号（幅80cm以上）
- ・省令第37条第2項第2号（スロープ板等車椅子使用者乗降円滑化設備）

(2) 車椅子スペースに係る要件

- ・省令第39条（車椅子スペースの設置）

(3) 通路に係る要件

- ・省令第40条第1項（通路幅80cm以上）
- ・省令第40条第2項（通路への一定間隔での手すりの設置）

(4) 運行情報提供設備等に係る要件

- ・省令第41条第1項（次の停留所情報等の運行情報を提供する設備の設置）
- ・省令第41条第2項（車外用放送設備の設置）

3 適用除外を求める理由

巡回ワゴンは、一定程度の人口が集中するも、広域幹線（地域幹線系統）・市内幹線（フィーダー系統）では補完できないエリアについて、日常生活に必要な移動を捉えた効率的な運行を行うために導入するもの。

運行車両には一定の輸送力が求められるものの、高齢化の進展や主な交通不便地である集落内の狭隘な道路の通行を考慮すると、車両は10人乗りワゴン（予備車両 普通乗用車）とする必要がある。

こうした車両を用いる場合、乗降口幅の確保、車椅子スペース及び車椅子用スロープ板の使用、通路幅の確保並びに通路への一定間隔での手すりの設置は、歩ける方の乗降スペース、通路スペース確保が困難となり、移動を妨げることとなり危険なことから設置が困難である（ワゴンについては乗降口基準を確保するが、予備車両については乗降口下部で基準を満たさない。）。

車椅子の方の移動について、車椅子を折りたたみ車内に積み込むことは可能であり、その際運転手による乗降補助を行う。 運行情報提供に係る車内・車外放送設備について、ワゴンには車内用マイク及びスピーカーが設置されているが、予備車とする普通車には設置されていない。

通常のバス車両と比べてワゴン車及び予備車とする普通車は車体が小さく、乗降口と運転席の距離が近いため、車外の利用者への運行情報伝達は窓や扉を開けて直接に話ができる。この時、ワゴンにあっては車内用放送設備を使用すれば運転手の声が拡声されるため、十分に情報伝達が可能である。